

市・県民税、所得税の

申告は正しくお早目に

平成十七年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。期限までに申告をお願いします。

なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

市・県民税と所得税で、**申告会場が異なりますのでご注意ください。**

申告期限は三月十五日(水)

申告期限近になると、会場は大変混雑しますので、お早目に申告してください。

市・県民税

六十五歳以上の人へ大切なお知らせ

平成十八年度から、六十五歳以上の人を対象とした左記の制度が廃止になります。

合計所得金額が百二十五万円以下の人に対する**非課税措置**
老年者控除

この変更により、今まで申告が不要だった人でも申告が必要になる場合があります。ご確認の上、申告してください。

所得税(確定申告)

確定申告書記載会場のご案内

とき

二月十六日(木)～

三月十五日(水)

九時～十七時

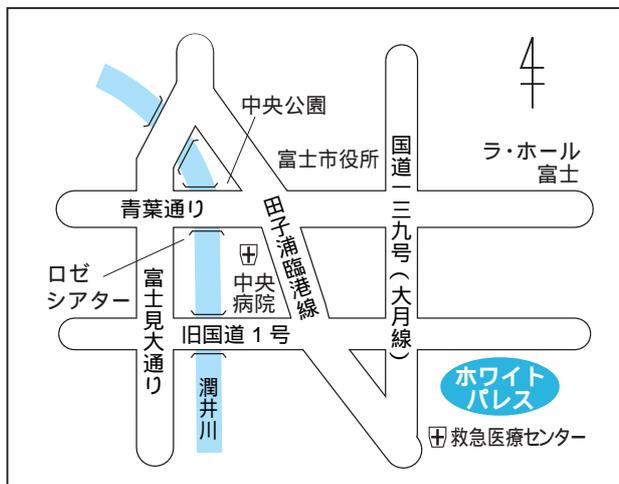
土・日曜日は除きます。

十二時～十三時は職員巡回指導は行いません。

ところ

ホワイトパレス

(富士市農協会館)



この会場では、申告する皆さんが自分で確定申告書や収支内訳書の作成ができるように、職員を配置し、指導できる体制を整えています。

なお、会場で確定申告書の検算は行いません。自宅や職場で作成した確定申告書は、税務署や会場へ持参していただくか、郵送などで提出してください。

また、この期間中、富士税務署内には申告書記載会場を設置していません。

郵送などでも提出できます

確定申告書は、郵送などでも提出できません。記載事項や添付書類に誤りがないかを確認し、富士税務署までお早目に送ってください。

確定申告書送付先

〒四一六八六五〇

富士市本市場二九七一 富士税務署

確定申告書は自分で作成できます

確定申告書や収支内訳書は、申告書と一緒に配布する「所得税の確定申告の手引き」や「記載例」を参考にすると簡単に作成できます。

市役所での申告の相談・受付

とき

二月十六日(木)～

三月十五日(水)

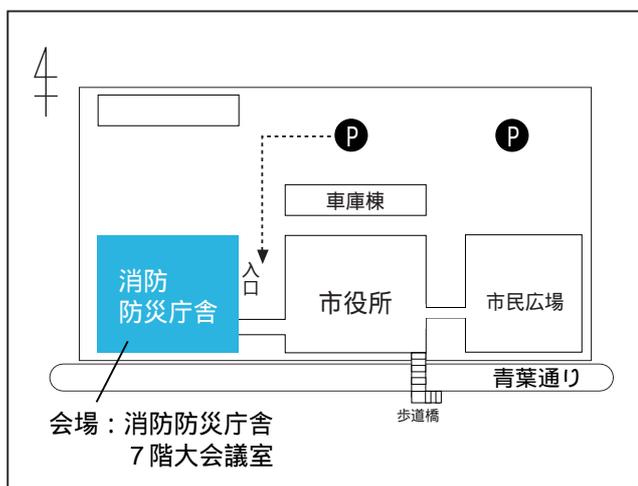
九時～十七時

土・日曜日は除きます。

ところ

消防防災庁舎

七階大会議室



公民館での出張受付

とき	ところ
3月1日(水)	富士駅南公民館
3月2日(木)	富士公民館
3月3日(金)	岩松公民館
3月6日(月)	大淵公民館
3月7日(火)	神戸公民館
3月8日(水)	丘公民館
3月9日(木)	天間公民館
3月10日(金)	鷹岡公民館

とき	ところ
2月20日(月)	東公民館
2月21日(火)	須津公民館
2月22日(水)	吉永公民館
2月23日(木)	原田公民館
2月24日(金)	元吉原公民館
2月27日(月)	田子浦公民館
2月28日(火)	富士南公民館

各会場とも 9:00～16:00

郵送などによる申告もできます

市・県民税申告書送付先

〒四一七-八六〇-一

富士市役所市民税課

問い合わせ

市民税課 ☎五五-一七三三四

☎五三-一〇九七四

☎http://fujishi.jp/

cityhall/zaisei-b/siminzei/

☎siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

e-Tax(インターネット)のご利用

「e-Tax」は、自宅や職場からインターネットを利用して、国税の電子申告・納税ができるシステムです。

所得税及び消費税などの申告

青色申告承認申請書、納税地の異動届

出、法定調書の提出などの各申請書や

届出書の提出

インターネットバンキングやモバイル

バンキングを使った納税

などを行うことができます。

また、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成したデータを

「e-Tax」に引き継ぐこともできます。

「e-Tax」をご利用になるためには、開始

手続が必要です。今月から、開始手

続がオンラインでできます。

e-Taxホームページ

☎http://www.e-tax.nta.go.jp

ヘルプデスク(平日九時～十七時)

☎〇五七-〇一〇一五九〇一

申告と納税は期限内に

平成十七年分の所得税及び贈与税の申告と納税の期限は三月十五日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は三月三十一日(金)です。

振替納税制度が便利です

納税には、安全で便利な金融機関での口座振替による「振替納税制度」のご利用がおすすめです。

ご利用には事前に登録が必要です。富士税務署または金融機関窓口までお尋ねください。

国税庁ホームページで申告書作成

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の指示に従って必要項目を入力すれば、簡単に確定申告書が作成できます。

作成した申告書は、プリンタで印刷して、添付書類とともに提出することができます(モノクロ印刷でも可)。



☎http://www.nta.go.jp

相談は「タックスアンサー」へ

電話やファクス・インターネットで

税に関する相談の受付・回答をします。

「タックスアンサーコード表」は、税務署または市役所市民税課の窓口にて用意してあります。

☎〇五四-一五-一四四四四

☎http://www.taxanswer.nta.go.jp

問い合わせ

富士税務署

個人課税部門 ☎六一-二四六三

税務相談室 ☎六四-二三三〇

☎http://www.nagoya.nta.go.jp/fuji/